

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

全国銀行協会

「リース取引に関する会計基準（案）」および「リース取引に関する会計基準の適用指針（案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 現在価値の算定に用いる割引率について（適用指針案第 17 項）

借手が貸手の計算利率を「知り得ない場合は借手の追加借入に適用されると合理的に見積もられる利率とする」とあるが、長期金利と短期金利では結果が大きく異なることもあるため、適用にあたり考え方を示すことが有用と考える。

2. リース資産及びリース債務の計上価額について（同上第 21 項）

リース資産およびリース債務の計上価額については、割引計算を行うことなく、貸手の購入価額または見積現金購入価額を資産計上額とすることを本来的に許容していただきたい。

（理由）

基準案によれば、所有権移転外ファイナンス・リースの資産計上額は、1 件ごとにリース料総額の割引計算や比較判断が求められるため、リース取引の件数が多いと極めて煩雑な処理となる。

通常、リース料総額には借手の知り得ないリース会社の利益や維持管理費用等が含まれているため、リース料の割引現在価値よりも、貸手の購入価額（または見積現金購入価額）の方が低くなることが一般的であると考えられる。

3. 利息相当額の各期への配分について（同上第 23 項等）

原則は利息法、重要性が無い場合には定額法も可能であるとされているが、利息法と定額法では対応負荷が大きく異なるため、実務的な配慮から利息法と定額

法を同列にさせていただきたい。

また、リース取引を基幹設備に利用している企業を除いて多くの企業では企業全体のリース資産の総額に重要性がない（適用指針案第109項）と整理されていることを踏まえ、同第31項の重要性の判断基準（未経過リース料の期末残高が、当該期末残高ならびに有形固定資産および無形固定資産の期末残高の合計額の10%未満）の引き上げについても検討していただきたい。

4. 適用時期について（会計基準案第 23 項、適用指針案第 73 項）

適用時期は、延期または適用猶予期間の設定を検討していただきたい。

（理由）

- ・ 適用開始時期は平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度とされているが、企業においては、既存取引分の正確な把握、資産管理システムのバージョンアップ等の対応が必要である。また、税務当局との調整（適用開始時期を税務と会計で一致させる等）が必要と考えられ、十分な準備期間が必要である。
- ・ 仮に、本基準の適用初年度の取扱いを適用し、既存分について引き続きオフバランスとする場合でも、新規分との混同が生じないように 20 年 3 月までに、既存分の正確な全件把握が必要となる。このため、多種多様なリース取引を利用している場合には、本会計基準を適用した財務諸表を作成することは、時間的にかなりの困難が想定される。

5. 適用初年度の取扱いについて（適用指針案第 74 項、第 75 項）

本会計基準および適用指針の適用により、多くの企業で従来の賃貸借処理から売買処理へ変更になることが予想されるため、適用指針では、適用初年度の取扱いに関して設例を設けていただきたい。

また、会計処理を変更したことに伴い影響額に重要性がある場合には、注記が必要となる（同第75項）が、何を注記すればよいかを明確にするとともに、設例を設けた上で具体的な計算方法を示していただきたい。

6. その他

平成19年度税制改正大綱によると、本会計基準および適用指針が適用される時期には、税務上の減価償却制度の見直し（残存価額および償却可能限度額の廃止等）が行われる可能性が高い。適用指針における設例についても、減価償却に関する部分については、見直し後のベースを記載または見直し前と後のベースを併記してはどうか。

以 上